プラネタリウム番組制作及び組込業務プロポーザル実施要領

１．業務の概要

（１）委託業務名　　プラネタリウム番組制作及び組込業務

（２）業務内容　　豊橋市視聴覚教育センターで投映する㈱五藤光学研究所製 パンドラ・ハイブリッド等の機器システムにあわせたプラネタリウム配給番組の制作調整、配給と組込作業、宣伝業務を委託する。
詳細は別紙１「プラネタリウム番組制作及び組込業務　要項」のとおり。

（３）業務期間　　契約日から令和６年３月２２日（金）まで

（４）契約上限価格　金６，４８０，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

２．公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

プロポーザルの提案資格は、「プロポーザル参加意向申出書（別紙５）」の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たしていること。

（１）光学式及びデジタル式プラネタリウムによる番組配給実績を有する事業者であること。

（２）令和４・５年度豊橋市入札参加資格者名簿（物品等）において、大分類「役務の提供等」中分類「その他の業務委託」、又は大分類「役務の提供等」中分類「映画等製作・広告・催事」小分類「映画等製作」の営業種目について登録されていること。

（３）日本プラネタリウム協議会（ＪＰＡ）の会員であること。

（４）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当する者でないこと。

（５）本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。

（６）本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

（７）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更正手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

３．担当部署及び問い合わせ先

〒４４１－３１４７　愛知県豊橋市大岩町字火打坂１９－１６
豊橋市教育委員会　教育部　科学教育センター（豊橋市視聴覚教育センター）
電話：０５３２－４１－３３３０　　ＦＡＸ：０５３２－６５－２７１６
E-mail：chika@toyohaku.gr.jp
担当：三木、杉浦

４．質疑・現場下見

・質疑提出期限：令和５年４月７日（金）正午　ＦＡＸまたはメールにて必着
※質疑書（別紙６）により提出すること。
・現場の下見は、下記プロポーザル資料提出期限まで随時可能です。
※下見の際は、必ず事前に電話連絡し、時刻を調整のうえご来館ください。質疑や下見の有無にかかわらず必要資料を提出していただければ選考の対象となります。
・質疑に対する回答は、４月１１日（火）午後５時までにホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認してください。
https://www.toyohaku.gr.jp/chika/posts/keiyaku_archive.html

５．「プロポーザル参加意向申出書」（別紙５）提出方法等
・提出方法　豊橋市視聴覚教育センターへＦＡＸまたはメールで提出してください。
・提出期限　令和５年４月１４日（金）午後５時（必着）
※期限までに「プロポーザル参加意向申出書」の提出がない場合は、プロポーザルに参加できません。

６．提案書の提出を要請する者の確認
「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について通知します。

７．提案書の作成、提出方法等
別紙２「プラネタリウム番組制作及び組込業務提案書等作成要領」のとおり。

８．プロポーザル資料提出期限　令和５年４月２０日（木）午後５時（必着）
※ただし、提出資料（６）は令和５年４月２７日（木）午後５時（必着）

９．審査
別紙２「プラネタリウム番組制作及び組込業務提案書等作成要領」に基づいた提案書によりプラネタリウム番組選定委員会（以下「選定委員会」という）において審査します。
（１）選定委員会
日時、場所：５月９日（火）　午後（予定）　豊橋市視聴覚教育センター
（２）提案書を選定するための評価基準
別紙３「審査項目及び評価基準」による

10．無効となる提案
次に該当する提案は無効とする。
（１）実施要領に示した提案資格を有しない者の提案
（２）提案書等に虚偽の記載をした者の提案
（３）提案書の作成及び提出に関する条件に違反した提案
（４）見積金額が契約上限金額を超える提案
（５）評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

11．契約の締結

・採用された提案内容を盛り込んだ仕様書により両者合意のうえ契約を締結します。

12．その他

（１）提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は提案者の負担とします。

（２）本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）によるものとします。

（３）その他、選定実施に必要な事項は豊橋市が定めます。

13．スケジュール（予定）

日程	内容
４月１日（土）	公告（ホームページ）
４月７日（金）正午	質疑書提出期限
４月１１日（火）	質疑に対する回答（ホームページ）
４月１４日（金）午後５時	プロポーザル参加意向申出書提出期限
４月２０日（木）午後５時	提案書等の提出期限
４月２７日（木）午後５時	提出資料（６）の提出期限
５月９日（火）予定	選定委員会
５月下旬	審査結果通知
５月下旬	見積書徴取・契約